

市が設置する「戸別浄化槽」

1. 事業概要

この事業は、個人より分担金及び毎月の使用料をいただき、市が浄化槽を設置・管理し、適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。

2. 対象地域

公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除く行方市内全域となります。事業区域内において、現に使用している住宅の所有者、又は建築中もしくは建築しようとする建築主の方を対象とします。

3. 加入分担金

5人槽	110,000円
7人槽	140,000円
10人槽	190,000円

4. 使用料金（月額）

5人槽	3,800円（税別）
7人槽	4,000円（税別）
10人槽	5,100円（税別）

5. くみ取り槽、単独処理浄化槽からの転換（入替え）の補助金

※建築確認申請を伴う新築は対象外です。また、工事費用が限度額未満のときは、実際の工事費用の補助となります。

トイレ便槽撤去費用	補助限度額	90,000円
単独処理浄化槽撤去費用	補助限度額	120,000円
宅内配管工事費用	補助限度額	300,000円

6. 浄化槽設置工事

市が行うのは浄化槽本体の設置工事のみです。**浄化槽本体を建築物、道路の際およびがけ下等から、約2m以上離して設置します。離して設置できない場合、個人負担で深基礎・よう壁等の設置をして頂くこととなります。**宅内から浄化槽への接続、浄化槽から側溝等への排水設備工事については、個人が行うこととなります。

7. 浄化槽の規格

高度処理型浄化槽（BOD10mg/l以下、総窒素量10mg/l以下、りん1mg/l以下）となります。住宅延床面積により設置する浄化槽の大きさを決めます。

140㎡未満⇒5人槽（掘削幅2250×3250、本体1250×2430）

140㎡以上⇒7人槽（掘削幅2500×3500、本体1440×2510）

2世帯住宅⇒10人槽（掘削幅2750×4000、本体1750×3020）

*掘削幅、本体の単位はmmです。

8. 戸別浄化槽からの処理水を道路側溝等へ放流する場合

戸別浄化槽からの処理水を道路側溝等へ放流する際は、**個人で道路管理者等へ申請していただき許可を得る必要があります。**

9. 戸別浄化槽の維持管理について

市は「法定検査」・「保守点検」・「汲み取り」・「修繕」等を実施し、浄化槽が良好な状態を維持するための機能管理を行います。但し、市が維持管理する範囲は市工事分（浄化槽本体・送風機）のみとなります。

※個人が浄化槽を破損した場合、その費用は個人負担となります。